

『日本社会関連会計学会』会則

(名 称)

1) 本会は、日本社会関連会計学会と称する。

(目 的)

2) 本会は、会計学とくに社会関連会計の研究と、その研究にたずさわる者の連絡および懇親をはかることを目的とする。

(事 業)

3) 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

(1) 年1回の会員総会の開催

(2) 年1回以上の研究発表会の開催

(3) 年1回の研究に関する刊行物の発行

(4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会 員)

4) 大学その他において会計学の研究にたずさわる者およびそれに準ずる者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

(会 費)

5) 会員は、毎年5月末日までに会費を納入しなければならない。

会費の金額は、会員総会の承認をへて決定するものとする。

(役 員)

6) 本会につぎの役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 理事 若干名

(3) 監事 2名、幹事 2名、その他(顧問など)

(役員の任期)

7) 役員は、任期は、2年とする。なお、再任はさまたげない。

(その他)

8) その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の議をへて行う。

(会則の変更)

9) 会則の変更は、会員総会の承認をへて行う。

(附 則)

1 この会則は、昭和63年9月より実施する。

2 理事の構成は、関東側 4名、関西側 4名とする。

3 会費は、年額 3,000円とする。

4 本会の事務局は、大阪市立大学商学部内におく。